

平成 24 年 5 月 11 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

7 対 1 入院基本料の届出について

今回の診療報酬改定で、7 対 1 入院基本料につきましては、平均在院日数や看護必要度の評価の基準の見直しが行われたところでございます。

これに伴い、平成 24 年 3 月 31 日の時点で、7 対 1 入院基本料を算定している保険医療機関であっても、新 7 対 1 入院基本料や経過措置による 7 対 1 入院基本料を 4 月 1 日に遡って算定するために届出が必要となり、その期限が 4 月 16 日であることが、平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 24 年 3 月 6 日付け日医発第 1114 号（保 253））により、連絡されております。

しかし、一部の病院において届出忘れがあり、厚生局が 4 月診療分の入院基本料は算定できない等の硬直した対応をされているとの指摘を受け、日本医師会では厚生労働省当局に対し、現場で柔軟な対応がなされるよう申し入れました。

これを受け、厚生労働省では、本日付けで各地方厚生（支）局宛に、別添のような事務連絡を発出し、平成 24 年 3 月 31 日の時点で 7 対 1 入院基本料の届出を行っている病院で、5 月 31 日までに新 7 対 1 入院基本料の届出を行えば、4 月 1 日に遡って適用されることとされました。

つきましては、都道府県医師会におかれまして、今一度、各医療機関に対して届出忘れのないようご周知をよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 平成 24 年度診療報酬改定における 7 対 1 入院基本料に係る届出について（平成 24 年 5 月 11 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

事 務 連 絡
平 成 2 4 年 5 月 1 1 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における7対1入院基本料に係る届出について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、今回の改定において施設基準の一部が見直された7対1入院基本料については、下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきよう宜しくお願い致します。

記

平成24年3月31日時点において一般病棟入院基本料の7対1入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の7対1入院基本料又は専門病院入院基本料の7対1入院基本料の届出を行っている保険医療機関であって、平成24年度診療報酬改定による施設基準（平均在院日数及び看護必要度）の見直し後の施設基準を満たすものとして、改めて7対1入院基本料の届出を行うもの（経過措置により引き続き7対1入院基本料を算定するものとして届出を行うものを除く。）については、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。